

丹後織物工業組合 直営ショップへのご出品申込み手順

① 必要資料のダウンロード

- 01_委託商品取引要領
- 02_(様式第1) 販売委託同意書
- 03_(様式第2) 販売委託申込

- ・丹後織物工業組合HPよりダウンロード、または組合TOC事業課にて配布しております。

② 要領の確認・同意書の作成

- 01_委託商品取引要領
- 02_(様式第1) 販売委託同意書

- ・「01_委託商品取引要領」の内容をご熟読いただき、出品条件や取引条件などをご確認ください。
- ・要領を確認いただきましたら、「02_販売委託同意書」の事項を確認・署名・捺印いただき、組合事務局までご提出ください。

③ 販売委託申込書の作成

- 03_(様式第2) 販売委託申込書

- ・「03_販売委託申込書」の1ページ目に出品希望の商品情報を記入してください。
- ・記入枠が足りない場合は、レイアウト等を変更せずに、用紙を複製してご記入・ご提出ください。
- ・2ページ目の「販売委託申込者明細」等は、新規申込時または、変更があった場合のみご提出ください。

④ 書類提出・納品

- 02_(様式第1) 販売委託同意書
- 03_(様式第2) 販売委託申込書

- ・提出書類をメール・持参・郵送にてご提出ください。
- ・事務局にて書類の確認・承認をし、出品者へご連絡いたしますので、納品書を添えてショップへ商品を納品ください。
- ・納品の際、その場で検品させていただきますので、場合によってはお時間を頂戴する場合がございます。

追加納品の場合

- ・「03_(様式第2) 販売委託申込書」の1ページ目のみご記入いただき、組合事務局までご提出ください。
- ・「02_(様式第1) 販売委託同意書」及び「03_(様式第2) 販売委託申込書」の販売委託申込者明細(2ページ目)の提出は不要です。

出荷・返品の場合

- ・出品商品の出荷(返品)を希望する場合は、ショップへ直接お越しください。その場で出荷伝票を発行いたします。
- ・一時的な返品の場合でも、同様に出荷伝票の発行が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・出荷(返品)後、再納品する場合は納品書のみご持参の上、商品をご納品ください。

問合わせ・送付先

丹後織物工業組合 TOC事業課 〒629-2502 京都府京丹後市大宮町河辺3188
TEL / 0772-68-5302 Mail / toc@tanko.or.jp ※FAXでの送付は不可
HP / <https://tanko.or.jp>

販売に関するご請求及び送金について

① 販売委託手数料

基本掛率60%

- 基本手数料として、**商品の税抜販売価格から40%（税別）**を手数料として徴収いたします
※適格請求書発行事業者でない場合や、一部商品は手数料が変動します。
- 精算の際に、売上から手数料を差し引いた額を入金いたします。

② 棚卸・販売実績報告

棚卸：毎月10日
実績報告通知：同月20日まで

- **毎月10日に事務局にて棚卸**を行い、1ヶ月分の精算を行います。
- 棚卸を行い、システムへの入力等が完了しましたら、**同月20日までに販売実績のあった出品者へのみ、「販売実績・請求依頼書」**を通知いたします。

③ 請求書の発行（出品者）

翌月5日（必着）

- 「販売実績・請求依頼書」が届いた出品者は、**翌月5日までに内容を確認の上、請求書を発行し、組合までご送付ください。**
※メールでの提出可・FAXのみの提出は不可
- 事務局にて「販売実績・請求依頼書」に基づいた請求書様式の発行が可能ですので、希望される方は事前にご連絡ください。
※組合様式を使用する場合は請求書への押印が必須

請求書発行の注意事項

- **適格請求書発行事業者は登録番号（T+13桁の数字）を必ず明記してください。**
- **税率（10%または8%）を明記してください。**
- **期日までに請求書が発行されなかった場合は、次回支払い月へ繰越しいたします。**
- **また、支払額が1,000円（税込）を満たない場合も次回支払い月への繰越しとさせていただきます。**
※販売実績は事務局より送付いたします。

④ 送金

翌月15日

送付いただいた請求書をもとに、組合より毎月15日に各出品者へ入金させていただきます、精算完了となります。

問合わせ・送付先

丹後織物工業組合 TOC事業課 〒629-2502 京都府京丹後市大宮町河辺3188
TEL / 0772-68-5302 Mail / toc@tanko.or.jp ※FAXでの送付は不可
HP / <https://tanko.or.jp>